

会議録

会議の名称	令和８年度第１回東松山市障害者計画等策定委員会部会					
開催日時	令和８年８月１９日（水曜日）			開会	午後　　１時３０分	
				閉会	午後　　３時２０分	
開催場所	東松山市役所　分室西棟２階　会議室１					
会議次第	１　開　会 ２　あいさつ ３　部会長選出 ４　議事 （１）第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画に係る国・県・市の考え方について （２）第四次市民福祉プラン（案）について ５　その他					
公開・非公開の別	公開		傍聴者数		０人	
委員出欠状況	部会長	佐藤　美奈	出	委員	磯貝　瑞	出
	委員	丹羽　彩文	出	委員	若尾　勝己	出
	委員	原口　展昭	出			
事務局	障害者福祉課　荻原課長			障害者福祉課　吉野副課長		
	障害者福祉課　小松主査			障害者福祉課　金子主任		
次　　第	顛					

事務局（障害者福祉課金子主任）	—異議なし— それでは佐藤委員に部会長をお願いいたします。東松山市障害者計画等策定委員会条例第7条第3項の規定により、部会長が議長となることになっております。佐藤部会長には、議事の進行をお願いいたします。 なお、本日の会議の会議録作成にあたりまして、出席委員2名の方に署名をお願いしたいと存じます。本日の会議録につきましては、議員委員と若尾委員をお願いしたいと思います。後日、会議録ができましたら事務局よりご連絡を差し上げますので、ご署名をお願いいたします。 それでは、議事の進行をよろしくお願いいたします。
佐藤部会長	改めまして、部会長を拝命しました佐藤です。皆様どうぞ議事進行にご協力よろしくお願いいたします。 議事に入る前に確認事項がございます。東松山市審議会等の会議の公開に関する要綱では、公開・非公開の決定を会に諮って決めることとなっています。今回の場合、傍聴者希望者がいらっしゃれば、傍聴いただくことになります。 事務局に確認をします。本日の会議に傍聴者はいらっしゃいますか。
事務局（障害者福祉課金子主任）	本日はいらっしゃいません。
佐藤部会長	わかりました。それでは議事に移ります。議事第1号「第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画に係る国・県・市の考え方について」事務局から説明をお願いいたします。
事務局（障害者福祉課小松主査）	— 議事第1号 資料1・資料2のうち、「1 福祉施設入所者の地域生活への移行」・「2 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」について説明 —
佐藤部会長	ご説明ありがとうございました。ご意見、ご質問がある方はお願いします。 まず、私から一点、参考資料の「1 福祉施設入所者の地域生活への移行」（1）②について、数値目標は設定しないとしています。理由としては、入所施設での生活の方が落ち着いて生活できる方や、地域ではなかなか難しさがある方がいらっしゃるという点の理解もしています。ですが、当日資料で、10年間の推移をお示しいただいた中で、結果としては4人しか増えてないことが読み取れます。 以前からこのことについての目標設定の難しさは話し合ってきたところですが、意思決定支援の考え方を踏まえると、施設入所についてはご本人の意思で施設に入所しているだろうかということについて丁寧に聞き取りをしないといけないと考えています。その中で目標設定をしないとされたことが、私としては不本意に感じるところです。

事務局（障害者福祉課小松主査）	ご意見ありがとうございます。おっしゃるとおり、10年で入所者の増加は4人にとどまっている状況であると認識しています。本当に施設入所で良いのかという視点は、相談支援をはじめ、行政も含めて持っているところです。 第7期障害福祉計画では設定をしていた項目でもありますので、ご意見を受けて、設定する方向で再度検討させていただきたいと思います。
丹羽委員	「1 福祉施設入所者の地域生活への移行」（1）②については、目標を設定する方向で、ぜひ進めていただきたいと思います。 また、「2 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の部分についても、目標を設定しないとしたときに、議論を重ねて策定した第4次市民福祉プランを、今後どのように進めていけるのかという点に疑問を感じます。 市民福祉プランを実現するために数値目標の設定は必要だと思うので、「目標を設定しない」という表現が多いと、具体的にどのように取り組んでいくのかが見えにくくなるのではないのでしょうか。やはり、市民福祉プランの方向性を念頭に置きながら、全体として可能な限り数値目標を設定していくべきだと思います。 例えば、拠点コーディネーターの位置づけができていますので、それをどのように活用し、設定しない理由として記載されていた内容についてもどう対応していくのかということも書き込んでいくべきだと思います。
事務局（障害者福祉課小松主査）	ご指摘のとおり、目標設定はしないという表現が非常に目立つということは認識をしております。ただ、あくまで国が設定する目標に対し、市町村では把握が難しい項目もあるので、それに対しては同じような目標設定はできないというところも含め、目標設定はしないという表現をしています。 ただ、ご意見にあったとおり、では具体的に何をしていくのかという点については、具体的方策という項目に拠点コーディネーターや、強度行動障害についても記載方法を検討しつつ盛り込んでいきたいと思っています。 それが国の示す指針と噛み合うかという懸念もありますが、目標を設定しないからといって何もしないということではなく、方策の中にきちんと落とし込んでいきたいと考えております。
丹羽委員	国の基本指針とどう折り合いをつけるかという話の中では、例えば、埼玉県は設定しないとしているわけで、国の指針を超え、よりしっかり取り組むということを記載することは何ら問題がないと思います。 これまでの東松山市の姿勢を踏まえると、国の指針に加え、市の特色を持った取組を行っているということについて積極的に記載していくべきと考えます。
事務局（障害者福祉課小松主査）	この後の策定委員会でも資料をお示ししてご意見をいただこうと思っていますが、わかりやすさという点も踏まえながら資料の修正をさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

佐藤部会長	4 ページの「2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」(3) 活動指標の設定の下から 2 つ目の「精神障害者の自立訓練 (生活訓練)」は、正しくは「精神障害者の自立訓練 (生活訓練) の利用者数」かと思います。 また、今回新設となっている「心のサポーター養成研修実施回数」については、指標には、年間の回数を設定するのでしょうか、それとも受講者数を設定するのでしょうか。
事務局 (障害者福祉課小松主査)	この点については、国の指針が示された際、各都道府県との質疑応答の中で同様の指摘がありました。 国としては全体で百万人を養成することを念頭に置いています。その養成研修について、現在行っている国のオンライン研修に加え、市町村においても実施をしてほしいとのことです。国の研修を受講された方もいるので、市町村においては市内で心のサポーターを受講した人が何人いるかは、把握が難しいという点があります。そのため、国としては実施回数を活動指標に設定しているとのことでした。 埼玉県内で、心のサポーターを養成できる講師については 2、3 名という状況のため、まずは市の職員等、心のサポーターを養成できる人を増やしてから実施をすることになるかと思います。そのため、初年度に実施は難しいとは思いますが、段階的に実施回数を増やす想定をしているところです。
丹羽委員	目標設定はしないという表現については、例えば、県でしか把握できない項目に関しては「県の計画に準じる」等の表現の方が好ましいと思います。やはり「しない」という表現はどうしても消極的に捉えられてしまう可能性があると考えます。
事務局 (障害者福祉課小松主査)	ご意見を踏まえて検討し、修正させていただきます。
佐藤部会長	ほかにはないようですので、説明の続きをお願いします。
事務局 (障害者福祉課小松主査)	— 議事第 1 号 資料 2 のうち、「3 福祉施設から一般就労への移行等」・「4 障害児支援の提供体制の整備等」について説明 —
佐藤部会長	目標 3、4 についてご意見等があればお願いいたします。
若尾委員	「3 福祉施設から一般就労への移行等」の就労選択支援に関して、事業をスタートさせる前にご相談させていただいて市としての方向性を確認させていただいた経緯があると思うのですが、これを見ると就業移行、就労継続支援 A 型、B 型を含めた、それぞれのサービス利用を前提にした就労選択支援の利用見込人数が表記されていると思いました。 ただ、就労の現状を踏まえると、サービスを利用するか否かの前段階で、多くの

事務局（障害者福祉課小松主査）	方にお越しいただいています。例えば、市の就労支援センター、就業生活支援センター、リレーションシップセンター等、そういったところにお越しになる方についても、就労選択支援の利用対象になると考えられますので、見込量に反映させる必要があるかと思いますが、いかがでしょうか。
若尾委員	ご意見ありがとうございます。国の示す8万2千人の根拠が不明瞭ですが、それに対しては先ほど説明させていただいたとおり、質疑応答の中で、表のような内訳を国が示していますので、基本的にはそれに対応した見込み方をしました。若尾委員のおっしゃる利用対象者については、表の一番下の、「特別支援学校3年生ほか」の「ほか」に該当すると考えております。 この点については、行政として人数の見込みがしづらい部分であるというのが正直なところなので、参考までにご意見をぜひ伺いたいのですが、いかがでしょうか。 リレーションシップセンターで相談を受けている件数で、障害福祉サービス利用以外に係る相談は40ケース程となっています。そのうち、東松山市に在住の方については、おそらく2割程かと思っています。さらに、そのうち、手帳を所持されている方はおよそ半数ほどと考えています。肌感覚でいうと、40人の相談のうちの3、4人程は行き先が決まっておらず、宙ぶらりんの状態にあります。そういった方について、就労選択支援のサービス利用をお願いできたらと思っていたところです。数については、年度によって増減することは考えられますが、平均するとそれくらいの数になるかと思われます。 現状、相談に来られた方たちで、障害福祉サービスにつなげていく方は1割いるかどうかです。私の法人では就労移行支援を行っていますが、法人の管理者の会議では、相談に来られた人を就労移行支援の利用につなげていくような方法はないのかと事業所から意見を受けていることも聞いています。 ただ、相談の現場からすると、必ずしも事業所につなげるという仕組みではないやり方で対応しているので、事業所の利用にはつながらない人たちが該当するかと思います。
事務局（障害者福祉課小松主査）	ありがとうございました。行政としてもまだ実績が少ないので、肌感覚を持ち合わせていないところではありますが、おっしゃったように、障害福祉サービスにつながる前の段階で、働く力がどの程度あるのか客観的にアセスメントをし、本人の希望とそれをすり合わせるというような、就労選択支援を単独で使った方が2か月ほど前に1人いらっしゃいました。 今の若尾委員のお話を聞くと、就労選択支援の利用対象となる方がもっといらっしゃる可能性が考えられますので、表2の「特別支援学校3年生ほか」の「ほか」については現段階では2人程見込んでおりましたが、若尾委員のおっしゃった年間3、4人を加えるとして、5、6人と見込みを設定し直すのが適当かと思っています。
佐藤部会長	確認になりますが、参考資料3ページの表2というのは、(2)⑥の就労選択支援

	利用者数の内訳を示しているという認識で間違いないでしょうか。若尾委員にお聞きするのが良いのかもしれませんが、そうであった場合に、就労選択支援の利用者として、就労移行支援3年目の利用者も想定されうるのでしょうか。
若尾委員	就労移行支援については、2年という標準利用月数が終わった後の超過月数を申請する場合には、支援区分審査をする流れになっています。この超過月数については、段階的に就労選択支援の対象を拡大し適応させるという運用が、確か令和9年度から開始されることになっているかと思います。それに該当する方も、対象者の範囲として考えるという運用になっていたかと思います。
事務局（障害者福祉課小松主査）	国の見込みでも就労移行支援3年目の利用者を最も多く設定していますが、本市においてはあまり該当する方がいるようには感じません。
若尾委員	定員数が比較的少ない、就労継続支援B型や生活介護など多機能で就労移行支援サービスを提供している事業所では超過となるケースが多いと聞いています。 これに対して、株式系などの就労移行の単機能事業所として定員20人程でサービスを提供している事業所については、定員の約半分以上を就労につなげていくという目標を設定しているところが多いです。社会福祉法人やNPO法人が多機能サービスを提供している事業所では就労移行がうまくいかないというケースを多く耳にします。 審査会でも、2回に1回ぐらいは就労移行の超過月数について議題に上がることがあります。
佐藤部会長	私も年に2人ほど、審査会で検討することがあります。
事務局（障害者福祉課小松主査）	それは本市の利用者についてでしょうか。
佐藤部会長	どこの利用者かは分からない状況です。
事務局（障害者福祉課小松主査）	本市については、あまり例がないと認識しているところです。
若尾委員	2、3年前に1人、超過月数について審査会にて審議された方がいた程度かと思います。
事務局（障害者福祉課小松主査）	就労移行支援3年目の利用者については、国は多く見込んでいますが、地域の実態を踏まえると、そこまで多くはないと考えているところです。
佐藤部会長	国が示している目標設定については記載のとおりだと思います。若尾委員にお伺

	いしたいのですが、就労継続支援B型を利用している方のうち、「一般就労に向けて挑戦してみたい」と考えている方に、就労選択支援を利用していただくという考え方でお間違えないでしょうか。
若尾委員	その認識で間違いないと思います。
佐藤部会長	そうすると、そうした対象者に関しても目標を設定した方がよいかと思います。生活介護から就労継続支援B型へ、就労継続支援B型から一般就労へ、利用すべき際には障害福祉サービスの利用ができる、と循環させることを以前の計画で目標としていた記憶がありますが、そのあたりについてはいかがでしょう。
事務局（障害者福祉課小松主査）	国から内訳が示されている中に、おっしゃっていただいた内容についての設定がない状況について、ご意見をいただき、思うところはございます。市としては就労継続支援B型から一般就労へつながる方を2人と見込んでいることもあります。
佐藤部会長	相談支援専門員としては、一般就労が確実ではない人たちだけではなく、チャレンジやステップアップの1つとして就労選択支援を利用していける目標設定をすることが必要かと考えています。
事務局（障害者福祉課小松主査）	ありがとうございます。就労継続支援B型利用者のサービス更新時に、就労選択支援の利用を挟むという流れが示されていたように思いますが、まだ義務化はされていない状況でしょうか。
若尾委員	サービス更新時に、就労継続支援B型、A型、就労移行支援と順次就労選択支援につなげていくモデルがすでに示されているところです。更新時期に就労選択支援の利用を選択肢に入れる方は段階的に増えてくるかと思います。 就労継続支援事業所向けの国の研修でも、サービス等利用計画で就労継続支援B型のサービスを利用している人たちに再アセスメントの上、もう一度B型を利用する場合には新しいサービス等利用計画を作るといことが言われています。 厚生労働省が主導して研修の中身を作っている状況ですので、おそらく順次、そういった流れが広がってくるのではないかと思います。
事務局（障害者福祉課小松主査）	そうした運用が、どのタイミングでどのぐらい動き出すかという点で、見込みが難しいと感じます。ただ、お話をお伺いして、国の示す内訳にはない項目ではありますが、就労継続支援B型から一般就労につながった方の実績人数を参考に、市として見込んでいく方向で検討していきたいと思っています。
佐藤部会長	原口委員にお伺いしたいのですが、特別支援学校では就労選択支援について浸透してきている状況でしょうか。

原口委員	そこまで浸透している状況ではないかと思います。本校としては、一般就労できる生徒を増やしていきたいと考えておりますが、就労選択支援の利用は本格的に取り組めていないように感じております。
佐藤部会長	むしろ、相談支援として積極的に利用者への周知を行っていかねばいけないと考えておりますし、市町村とも連携して自立支援協議会でも取り組んでいるところなので、もう少し頑張らないといけないと思いました。ありがとうございます。 ほかはよろしいですか。では、続いて「4 障害児支援の提供体制の整備等」についてご意見、ご質問のある方はお願いいたします。
丹羽委員	⑤の障害児入所施設について、東松山市から入所している方は何名いますか。
事務局（障害者福祉課小松主査）	手元の資料で確認できないため、確認の上、後日回答させていただきます。
丹羽委員	⑤については「目標設定はしない」とされていますが、県から意向調整に係る協議の場合の出席を求められた場合には、積極的に参画する等の記載が必要かと思えます。 ⑦の強度行動障害の児童についても、県が状況把握やニーズ把握を行うとされておりますが、その後に、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とすると続いています。そのため、県が把握した状況に基づいて、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を市としても進めていくというような内容が目標にあるとよいと思いました。目標設定をしないというよりは、関連する内容の中で目標設定ができるところは記載した方がよいと思います。
事務局（障害者福祉課小松主査）	ありがとうございました。⑤については入所者数も確認をさせていただいた上で検討させていただきます。⑦については説明の中で少し触れましたが、目標5の地域生活支援拠点の取組の中に、強度行動障害者のニーズの把握と地域の支援体制の整備という内容がありますので、障害児についてもそこで取り組んでいこうと思っていたところですので、表現についてご指摘を踏まえて修正させていただきます。
丹羽委員	③に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所を圏域で2か所以上確保すると設定されていますが、圏域で目標を達成するために具体的にどのように進めていく予定かお伺いしたいです。
事務局（障害者福祉課小松主査）	国の指針の修正を反映した記載にはしましたが、圏域に対し市が設置を進めていくというのは正直難しいと思っています。そのため、具体的な働きかけとしては、市内で事業所の立ち上げの相談があった時に進めていくことや、進捗状況を圏域で共有していくこと等を想定しています。

丹羽委員	現状、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、市内に何か所ありますか。
事務局（障害者福祉課小松主査）	現在はあすみーる 1 か所になります。加えて、直近で相談を 1 件受けている状況です。ただ、実際には支援体制が難しいため、市としてお願いはしておりますが、事業所が開設されるかどうかは未定です。
佐藤部会長	資料 2 の 8 ページ④、医療的ケア児等コーディネーターを 2 人以上配置するという点について、東松山市については指定相談支援事業所が医療的ケア児等コーディネーター研修を受けて、配置している状況です。 医療的ケア児等支援センターである、たいようが行うコーディネーター会議に参加をした際に、比企圏域では行政の保健師がコーディネーターを取得しているところが多いと聞いています。このことについては、先日の自立支援協議会の中でも、丹羽委員からお話があったところですが、今後の取組として、行政にもコーディネーターが増えると、官民連携をしながらこの施策の推進ができるように思います。
事務局（障害者福祉課小松主査）	先日の自立支援協議会の全体会の中でもご意見をいただいたところです。今後、検討していきたいと思います。ご意見ありがとうございました。
佐藤部会長	ほかにはいかがでしょうか。では、3、4については終了とします。 続きまして、「5 地域生活支援の充実」、「6 相談支援体制の充実・強化等」について事務局よりご説明をお願いいたします。
事務局（障害者福祉課小松主査）	— 議事第 1 号 資料 2 のうち、「5 地域生活支援の充実」・「6 相談支援体制の充実・強化等」について説明 —
佐藤部会長	ご説明ありがとうございました。では、まず「5 地域生活支援の充実」について、ご意見、ご質問ある方はお願いします。 先ほどの「4 障害児支援の提供体制の整備等」⑦で、強度行動障害の状態にあるこどもの支援体制については地域生活支援拠点等で取り組むという説明がありましたので、10 ページの「5 地域生活支援の充実」の②「強度高度障害の状態にある者」にこどもを加えた方がよいかと思います。
事務局（障害者福祉課小松主査）	修正させていただきます。
丹羽委員	そうした時に数値目標や活動指標の設定についてはどのようにするべきか疑問に思いました。また、地域生活支援拠点等における障害児向けの実施の現状についてお伺いしたいと思います。

事務局（障害者福祉課小松主査）	現状では、拠点コーディネーターと行政で、行動援護連絡会に基本的には毎回出席をさせていただいています。その中で、児童で行動援護サービスを利用されている方もいらっしゃいます。その方々の状況を、連絡会の中で把握をしながら進めているところです。 先日も相談支援事業所連絡会議で、強度行動障害の状態にあるお子さんについて話が及んだ場面もあり、今後、リストアップのような、対象者を把握する必要性があると考えています。また、行動援護事業所からは、18歳になってから行動援護が支給決定され、急に支援にあたることは難しいという現場の声も聞いておりますので、なるべくこどもの頃から支援者と関わりを持ち、支援に慣れてもらうことも必要と考えているところです。現時点では以上です。
丹羽委員	その場合、活動指標の設定については、行動援護連絡会への参加という標記が適切でしょうか。協議・検討の実施回数など、いかがでしょうか。
事務局（障害者福祉課小松主査）	現状では、既存の行動援護連絡会に参加させていただいており、協議という段階にはまだ至っていないと感じています。新しい事業所も立ち上がっていますが、まだ連絡会へは参加いただけておらず、調整中であるため、現時点では具体的な方策として記載するのは時期尚早かという状況です。
佐藤部会長	現時点では、計画に記載する段階には至っていないということですね。一方で、こどものうちは行動援護の利用が少なく、大人になると利用する方が増えるという背景には、小さいうちは保護者が対応できていることもあると思います。行動援護を利用していなくても、行動障害の判定基準となる調査項目や、放課後等デイサービスにおける人員配置に係る加算の対象者数などから、行動障害のあるこどもの概数を把握できる可能性もあると思います。そうした方をどのように支援につないでいくか検討できるとよいと思います。計画に載せるというより、地域生活支援拠点連絡会議等で検討する内容かもしれません。
事務局（障害者福祉課小松主査）	委託相談支援事業所や特別支援学校のコーディネーターに、気になるお子さんや行動障害と思われるお子さんがいないか随時聞き取りをしています。名前が挙がる場合もあれば、現在は落ち着いていると状況を聞く場合もあり、どの時点で把握するか等、リストアップは難しい面があります。ただ、小さい頃からの様子を知る人や状況の変化を捉えられる支援者がいて、支援機関とつながっていることが必要だと思いますので、関係機関で状況を共有していくことは必要と考えています。
原口委員	以前、さいたま市内の特別支援学校に勤務していた際、行政から行動障害に関するアンケートが特別支援学校に実施されていました。当時は、強度行動障害という言葉自体が出始めた頃で、教員側にも分かりにくさがありましたが、特別支援学校に対して、どの程度のお子さんがいるかに着目した調査を行うのであれば協力できます。経年的に把握していくことは、データとして有効だと思います。

事務局（障害者福祉課小松主査）	ありがとうございます。一つの案として検討させていただきたいと思います。ただ、特別支援学校には東松山市民のお子さんだけが在籍しているわけではない点も踏まえる必要があると考えます。
原口委員	東松山市のお子さんについて回答、という形でも対応できると思います。
丹羽委員	先ほど、18歳になってから支援対象者として強度行動障害の状態にある方が現れると支援が難しいという趣旨のお話がありましたが、18歳になって突然生じるというより、どこかでは状態を把握していても、その情報が共有・引継ぎされていないことが課題なのではないでしょうか。支援ニーズや本人の状態像を支援機関で共有し、引き継いでいくことが必要だと思います。その取扱いが地域生活支援拠点等事業なのか、相談支援事業所連絡会議なのかはありますが、しっかり共有・把握していく必要があると思いました。
事務局（障害者福祉課小松主査）	ありがとうございます。放課後等デイサービスと、行動援護を提供する事業所との間で情報共有や引継ぎがないので、行動援護連絡会の参加者からすると18歳になって急に現れるように見えている可能性があると思います。その点も課題として捉え、今後検討してまいります。
佐藤部会長	ほかはよろしいでしょうか。それでは、「6 相談支援体制の充実・強化等」について、ご意見、ご質問のある方はお願いします。 主任相談支援専門員の配置数について、活動指標では基幹相談支援センターへの配置となっています。主任相談支援専門員には、基幹相談支援センター等と協力しながら地域の人材育成を行う役割もあるため、相談支援体制の強化という観点で基幹相談支援センターだけの配置でよいのか、国の示しているものにはなりますが、目標設定が難しいと感じました。一方で、加算の算定のためだけに主任相談支援専門員を配置していて、結果、十数人を配置している市町村もある中では、実務的にどうしているのか疑問に感じる面もあるので、設定が難しい、という感想です。 また、活動指標の「地域における障害者支援体制の整備等について協議会の議題とした回数」について、これまで相談支援体制を議題としたことはありましたか。連絡会議ごとに分かれていると、自立支援協議会全体会では話題が出にくい構成になっているようにも思います。
事務局（障害者福祉課小松主査）	「議題とした回数」は、把握が難しい指標だと感じています。基本的には比企地域の自立支援協議会というより、市の自立支援協議会や相談支援事業所連絡会議など、市として積極的に関与できる会議体の中で議題に上げ、それをカウントしていくことを考えています。
佐藤部会長	ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは「6」まで終了としま

	す。続いて最後に、「7」「8」について説明をお願いします。
事務局（障害者福祉課小松主査）	－ 議事第1号 資料2のうち、「7 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上」、「8 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」について説明 －
佐藤部会長	ご説明ありがとうございました。まず、「7 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上」について、ご意見、ご質問のある方はをお願いします。
丹羽委員	情報提供になりますが、国の社会保障審議会では、都道府県に設置するワンストップ窓口について議論されています。当初は県の福祉人材センターを想定した仕組みでしたが、人材確保の仕組みが十分機能していない一方、民間の就職斡旋事業者に福祉業界が支払った金額が総額1,130億円とのデータもあり、ミスマッチが生じていることが指摘されています。福祉人材確保に本格的に取り組む必要があり、ワンストップ窓口についても国が方向性を示すべきだという議論がされているところです。
佐藤部会長	13ページの県が設定する活動指標の「相談支援専門員研修の修了者数」について、県が実施する研修なので県対応とされています。一方、「6 相談支援体制の充実・強化等」では、望まないセルフプランの解消に取り組むとしています。そのためには、この地域にどの程度の相談支援専門員が必要なのかを見ながら、相談支援専門員をどう増やしていくか検討し働きかけていく必要があると思います。近隣では、相談支援事業所の担い手が高齢化し、後継者がいないため閉鎖を考えている事業所もあります。望まないセルフプランに対応するための方策を考えていく必要があると思います。
事務局（障害者福祉課小松主査）	ありがとうございます。基幹相談支援センターには助言・指導を行う立場として市も相談をさせていただいています。先日の相談支援事業所連絡会議でも、基幹相談支援センターとして、一人で運営する事業所の心理的負担や相談相手がいない孤独感について思うところがあったようで、気軽に集まれる機会や場を設けることなど、寄り添った支援ができればという提案もいただきました。基幹相談支援センターによる伴走的な支援に加え、市としても、一人当たりの担当件数やモニタリング頻度が適切かといった点も含め、過度な負担なく継続して支援できるよう連携して支援していきたいと考えています。まずは、現在いる人材が元気に働き続けられるよう、行政、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等が連携し、地域資源の確保・定着につなげていきたいと考えています。
佐藤部会長	ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。ないようですので、議事第1号は終了とします。

	続きまして、議事第2号「第四次市民福祉プラン（案）について」、事務局から説明をお願いします。
事務局（障害者福祉課小松主査）	－ 議事第2号「第四次市民福祉プラン（案）について」、前回の意見を踏まえた修正箇所を中心に説明 －
佐藤部会長	説明ありがとうございました。ご意見、ご質問のある方はお願いします。
丹羽委員	32ページに追記された「家族支援の有無によらず」という文言について、通常「家族支援」は家族に対する支援という意味で使われ、計画内にも「家族支援」という項目があります。ここは、上段の表現に合わせて「家族による支援の有無によらず」とした方がよいと思います。
事務局（障害者福祉課小松主査）	ご指摘ありがとうございます。修正させていただきます。
礒貝委員	今回の修正箇所とは異なりますが、18ページの統合失調症に係る注釈6が気になっています。「感覚・思考・行動が病気のために歪んでいることを自分で振り返って考えることが難しくなりやすい」という記載について、感覚・思考・行動が一括して歪むということではないため、表現を整理した方がよいと思います。例えば、思考の歪みや、現実認識の歪み、社会的機能の障害が生じるといった表現がありますので、書き方を整理していただければと思います。
事務局（障害者福祉課小松主査）	ありがとうございます。注釈については前例を踏襲している箇所で見直しが不十分だったかもしれません。修正する方向で記載を検討します。
佐藤部会長	ほかはいかがでしょうか。
事務局（障害者福祉課小松主査）	では、事務局から修正についてご意見を伺いたい点があります。23ページ以降の「現況から見える課題と今後の方向性」では4つの課題を掲載していますが、課題4のみ基礎調査結果が33ページから38ページまで6ページにわたり、他の課題より分量が多くなっています。32ページの「アンケート結果より」の記載文章だけでも理解できる調査結果について、一部グラフを削除し、全体のバランスを整えてはどうかと考えています。具体的には33ページの2つのグラフ、34ページ上段のグラフ、36ページ・37ページの2つのグラフの削除を考えていますが、いかがでしょうか。
丹羽委員	確認ですが、削除を検討しているアンケート結果は、ほかの箇所で再掲されているものではなく、この箇所で初めて掲載される結果でしょうか。

事務局（障害者福祉課小松主査）	はい。この計画の中では、ここで初めて掲載されるものです。他の項目よりも分量が多いことが気になったに過ぎませんので、情報が多い方がよいということであれば、このままでも問題ありません。
丹羽委員	実態をよく表しているデータだと思いますので、掲載したままでよいと思います。
佐藤部会長	私もその方がよいと思います。
事務局（障害者福祉課小松主査）	ありがとうございます。それでは、現状のまま掲載したいと思います。
佐藤部会長	全体を通じて、ほかにございますか。 ないようですので、本日の議事は終了とします。議長の職を解かせていただきます。皆様、ご協力ありがとうございました。
事務局（障害者福祉課金子主任）	佐藤部会長、ありがとうございました。それでは、次第5「その他」について、次回の日程をご案内します。まず、第2回策定委員会は9月2日（水曜日）を予定しています。また、次回の部会は10月頃の開催を予定しています。詳細が決まり次第、皆様に通知いたします。 以上をもちまして、令和8年度第1回東松山市障害者計画等策定委員会部会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。
上記会議の顛末を記載した内容について、相違ないことを証します。	
令和8年9月16日	署名委員 <u>磯貝 瑞</u>
	署名委員 <u>若尾 勝己</u>